

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成29年7月28日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人コミュニティCASA

### (2) 代表者名

川崎 恵司

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市伏見区向島二ノ丸町380番地4

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護の必要な高齢者や障害をもった人々に対して、自らも非営利の立場から、介護保険法、障害者自立支援法、その他の関係法に基づく利用者本位の在宅福祉サービスを提供する事業を行うことによって、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援していくとともに、地域住民や関係団体とも協力・協同しながら、高齢者や障害者およびその家族に対する介護や福祉全般に関する相談活動や支援活動をするをもつて、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成29年7月10日

(文化市民局地域自治推進室)